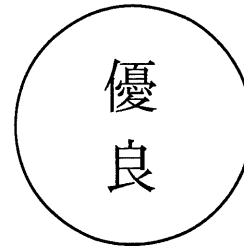


産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県秋田市金足黒川1番地

氏名 株式会社東環

代表取締役 渡邊 忠隆



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 平成31年3月31日

許可の有効年月日 平成38年3月30日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 選別・破碎施設による中間処理  
イ 破碎施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 選別・破碎に係るもの  
（ア） 廃プラスチック類、（イ） 紙くず、（ウ） 木くず、（エ） 繊維くず、  
（オ） ゴムくず、（カ） 金属くず、（キ） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
（ク） がれき類 以上8品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
イ 破碎に係るもの  
（ア） 廃プラスチック類、（イ） 木くず  
以上2品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 井川町寺沢字綱木沢156-1  
（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年3月31日 新規許可  
平成26年4月23日 更新許可  
平成31年3月31日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

以下余白

有・無

複写無効
発行日 平成 年 月 日
担当者印

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の間接処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
選別・破碎 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) (平成21年3月24日 設置) (平成20年11月26日 許可) (許可番号 秋福環-2119)	259 t/日	1	井川町寺沢字綱木沢 156-1、
選別・破碎 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) (平成21年3月24日 設置) (平成20年11月26日 許可) (許可番号 秋福環-2120)	259 t/日	1	
廃プラスチック類・木くずの破碎施設 (廃プラスチック類) (木くず) (平成22年5月26日 設置) (許可番号 許可対象外)	3.567 t/日 4.756 t/日	1	

